

猪名川町地域公共交通計画策定等支援業務委託 仕様書（案）

猪名川町地域公共交通会議

この仕様書は、次の委託業務を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。なお、仕様書の取扱い、または仕様書の内容について疑義が生じた場合は、事務局の指示によるものとする。

(1) 委託業務名及び範囲、期間

- ① 委託業務名 猪名川町地域公共交通計画策定等支援業務
- ② 委託業務の範囲 猪名川町全域
- ③ 履行期間 契約締結の翌日から令和4年3月31日まで

(2) 実施目的

本町における主要な公共交通は、町内移動は阪急バス等の民間バス事業者によるバス交通、町外移動は日生中央駅から能勢電鉄・阪急電鉄が大阪・神戸方面を結んでいるとともに、バス交通においても町南部地域より川西能勢口まで運行しており、その役割を担っている。路線・ダイヤ編成は、バス・鉄道ともに、通勤・通学輸送を主体としており、バスは、日生中央駅と町内各地区を結ぶルートが主となり、鉄道補完機能を發揮している。

その一方で、町内のバス交通は駅へ向かう以外の町内相互間の移動には、路線・ダイヤ編成ともに十分でなく、また、それを補完するコミュニティバス「ふれあいバス」においても、交通空白地をなくす観点から、生活交通として移動の利便性が高いとは言えない。

そのような現状から、平成30年度、令和元年度において、「猪名川町地域公共交通ネットワーク見直し方針」を策定し、本方針に基づいた将来の公共交通ネットワークを実現させるために必要な取組みの方向性や施策を定め、公共交通網の再編を実施していく。なお、本計画については、地域公共交通活性化再生法に基づき策定し、具体的かつ実効性の高い計画とする。

(3) 猪名川町地域公共交通計画の策定支援

① 公共交通の目指すべき姿の実現に向けた取組み施策案の設定

令和元年度において、とりまとめた猪名川町における公共交通の現状や問題点・課題、公共交通の目指すべき姿の基本的考え方を踏まえ、猪名川町の公共交通がめざすべき姿の実現に向けた取組みとなる施策案の提案や検討を行う。

② 将来の公共交通ネットワーク実現に必要な交通モードとネットワークの検討

将来の公共交通ネットワークを実現させるために必要な各交通モードの整理を行うとともに、具体のネットワークの検討を行う。また、機能拡大後の道の駅いながわ開業に合わせて構築が望まれる新たな公共交通ネットワークの実現に必要な施策の提案や検討を行う。

③ 猪名川町地域公共交通計画の策定

地域公共交通会議、地元説明会や関係機関等からの意見をもとに計画案を修正し、猪名川町地域公共交通計画（案）をとりまとめる。

(4) コミュニティバス等の利用実態調査の実施

ふれあいバス 4 コース（青コース、緑コース、赤コース、黄コース）において、利用実態調査（OD、利用目的、属性）を実施する。調査は、始発から最終まで全ての便に調査員が乗車し、バス停毎の乗降客数及び利用状況（運賃の支払い方法・利用目的・属性等）を調査する。なお、調査規模は、各コース 3 日（運行する曜日）とする。また、デマンド交通実証実験に伴うバスネットワーク見直し路線である路線バス（杉生線）を対象としたバス利用実態調査を合わせて実施する。

(5) 路線再編の検討に向けた路線バス利用実態調査

阪急バスからの協議申入れ対象路線である日生ニュータウン線（全ての系統）及び杉生線（猪名川町役場前系統）において、利用実態調査（OD、利用目的、属性）を実施する。調査は、始発から最終まで全ての便に調査員が乗車し、バス停毎の乗降客数及び利用状況（運賃の支払い方法・利用目的・属性等）を調査する。なお、調査規模は、各路線ともに平日 1 日とする。

(6) デマンド交通実証実験（先行地区）における利用状況等の検証

令和 2 年 5 月から運行を開始しているデマンド交通実証実験における利用実績をもとに、猪名川町地域公共交通計画における将来の公共交通ネットワークの実現に向けた検証及び具体的な改善案等について検討する。また、運行事業者や関係機関等により構成する「デマンド交通導入検討部会」での協議資料の作成支援や当日の議事録の作成等を行う。

(7) 関係機関協議

交通事業者及び警察等の関係機関との協議を行い、それぞれの機関が共通した認識のもと、猪名川町地域公共交通計画の策定が進められるよう十分な調整を行う。

(8) 公共交通利用促進広報誌の企画・作成

猪名川町の公共交通の現状・問題点や猪名川町による公共交通に対する取組みの状況を伝え、かつ公共交通利用促進を促す広報資料（計 2 回）を企画・作成する。印刷は受託者、配布は地域公共交通会議が実施するものとする。

(9) 地域公共交通会議の運営支援

令和 3 年度中に 4 回程度開催予定の「猪名川町地域公共交通会議」における運営補助として、協議会提示資料及び説明資料等の作成、協議会当日の補助、及び議事録の作成等を行う。

以上